

総社市一般廃棄物最終処分場受付における必要書類について

1. 搬入者の本人確認書類

・自動車運転免許証（※免許不携帯の場合は、施設内で事故が発生した場合も想定し搬入を断る場合がある。）

やむを得ないと認める場合は、以下の書類でも可とします。

- ・マイナンバーカード
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・顔写真付の各種福祉手帳（身体障害者手帳など）官公庁が発行したもの
- ・上記以外の顔写真付きの書類で官公庁から発行・発給されたもの

※いずれも原本のみ（写し、画像は不可）

2. 排出場所の確認書類

【①排出者本人が搬入する場合で排出場所が居住地の場合】

排出場所が居住地と同じ場合は「1.」の本人確認書類のみで搬入可

【②排出者本人が搬入する場合で排出場所が居住地以外の場合】

「1.」の本人確認書類と排出場所の記載された下記のいずれかの書類

- ・排出場所の不動産登記簿謄本
- ・固定資産税の納税通知書（排出場所の記載があるもの）
- ・公共料金（水道、電気、ガス等）の請求書等で排出場所と所有者名が確認できるもの。
- ・排出場所に届いた搬入者あての郵便物
- ・土地・建物の売買契約書

※いずれも原本のみ（写し、画像は不可）

【③排出者本人以外の親族が搬入する場合】

「1.」の本人確認書類と排出場所の記載された下記のいずれかの書類

- ・排出場所の不動産登記簿謄本
- ・固定資産税の納税通知書（排出場所の記載があるもの）
- ・土地・建物の売買契約書
- ・そのほか公的機関が発行したもので排出者との関係性が確認できるもの（個別に判断します。）
（例：排出者の「1.」の本人確認書類等）

※いずれも原本のみ（写し、画像は不可）

※容易に他者に貸与、譲渡可能と思われる書類は不可

■上記のいずれも提示しがたい場合は個別の事案毎に判断することとする